

区内警察署との「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」の締結について

本年6月26日付けで公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の趣旨等を踏まえ、区内警察署との連携を強化し、児童虐待対策の更なる推進を図るため、以下のとおり、「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を締結したので、報告します。

1 協定の相手方

区内3警察署（杉並警察署、高井戸警察署及び荻窪警察署）

2 協定の主な内容 ※別紙「協定書」を参照

- 児童虐待事案に迅速に・的確に対応するための情報の共有及び児童の安全確保に関すること。
- 共有した情報の記録・管理及び保秘の徹底に関すること。
- その他、協定に基づく情報共有等の実施事項（申合せ事項）に関すること。

3 協定締結式

令和元年8月2日（金）午後2時から2時30分 区役所会議室にて举行

児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書

杉並区と杉並区内警察署は、児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の規定に基づき設置された杉並区要保護児童対策地域協議会における必要な情報共有及び連携の一層の強化について、下記のとおり協定を締結する。

記

- 1 児童虐待事案に迅速かつ的確に対応するため、相互に必要な情報を共有し、児童の安全確保に努める。
- 2 相互に共有した情報については、確実に記録し管理するとともに、保密の徹底に努め、本協定の目的以外に使用しない。
- 3 本協定の締結による実施事項については、別添の「情報共有等に関する申合せ事項」のとおりとする。

上記協定の証として本協定書を4通作成し、それぞれ署名の上、保有する。

令和元年8月2日

情報共有等に関する申合せ事項

- 1 杉並区内警察署（以下「警察」という。）から杉並区子ども家庭支援センター及び杉並区保健センター（以下「杉並区」という。）への照会及び情報提供
 - (1) 警察は、児童虐待が疑われる情報を認知し必要と認めた場合は、杉並区に対し、当該児童に係る対応状況等について照会する。
 - (2) 警察は、上記(1)の照会をする場合、杉並区に対し、必要な範囲で警察が保有する情報の提供を行う。
 - (3) 杉並区は、警察からの照会に対し、記録等を確認し必要な範囲で回答する。
- 2 杉並区から警察への照会及び情報提供
 - (1) 杉並区は、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）について必要と認めた場合は、要保護児童等が居住する管轄警察署へ情報提供を行うとともに、警察が保持している当該児童等に係る情報について照会する。
 - (2) 警察は、杉並区からの照会に対し、必要な範囲で回答する。
 - (3) 杉並区は、居住実態が把握できない児童について、必要な調査をしても安全が確認できない場合は、当該児童が居住する管轄警察署に情報提供し相談する。
- 3 情報の共有等
 - (1) 杉並区は、要保護児童等に対する要保護児童対策地域協議会の個別事例支援会議の開催に当たり、必要に応じて警察の参加を求め、会議を構成する関係機関相互の情報共有を図る。
 - (2) 上記のほか、警察及び杉並区は、事案の緊急性・必要性に応じて、相互の情報共有及び児童の安全確保に努める。
- 4 照会等の記録及び管理
警察及び杉並区は、本申合せ事項に基づく照会及び情報の提供に関し、その目的及び内容、双方の担当者等を確実に記録するとともに、その後の対応に生かすため、記録した内容を適切に管理する。
- 5 申合せ事項の見直し
本申合せ事項は、警察又は杉並区の要請により、適宜見直しを実施する。